

福 介 護 第 1 2 3 号 の 2
2020 年（令和 2 年）5 月 11 日

介護保険サービス事業者 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の認定調査における対応について（その2）

先に通知しました「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の認定調査における対応について」（2020 年（令和 2 年）4 月 24 日付け福介護第 123 号）に関し、医療機関が面会禁止を行っている場合の対応について、次のとおり取扱います。

◎ 医療機関が家族等の面会を禁止されている場合であっても、医療機関において手洗い、咳エチケットの徹底や、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近での会話や発生をする密接場所」、いわゆる「3つの密」を避ける配慮（個室等）などの感染予防措置が講じられており、当該医療機関の管理者が訪問調査員の施設内への立ち入りを可能と判断される場合は、認定調査を実施いたします。

なお、この場合においても、ご家族やケアマネ等の同席は控えていただくようお願いします。これらの方に対しては電話での聞き取りをさせていただきます。

【問い合わせ先】

福山市長寿社会応援部介護保険課 認定調査担当
TEL (084)928-1181